

報承第3号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年5月19日

西脇市長 片山 象三

（理由）

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、第1号被保険者のうち低所得者に係る保険料の減額賦課について定める必要があったため。

西脇市専決第4号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

西脇市長 片山象三

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第 108号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,900円」を「22,300円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,900円」を「22,300円」に、「46,500円」を「37,200円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,900円」を「22,300円」に、「53,900円」を「52,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の西脇市介護保険条例第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。